

環境技術実証モデル事業東京都技術実証委員会設置要綱

平成15年10月27日

(設置)

第1条 東京都が環境省から受託した「環境技術実証モデル事業 酸化エチレン処理技術分野」の実施に関する事項について、専門的知見に基づき検討、助言し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、平成15年度「環境技術実証モデル事業 酸化エチレン処理技術分野」実施試験要領第2章4の規定に基づき「環境技術実証モデル事業東京都技術実証委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 対象技術の公募・選定に関する事
- (2) 実証試験計画に関する事
- (3) 実証試験の実施に関する事
- (4) 実証試験結果報告書に関する事
- (5) 実証試験を行った技術の普及に関する事

(構成及び任期)

第3条 委員会は、委員及び委員長で構成する。

- (1) 委員会は、委員4名以内で構成する。
- (2) 委員は、技術実証に関連する学識経験者、有識者等から環境改善部長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の末日まで(委託契約の期間)とする。
- (4) その他、必要に応じ環境技術実証モデル事業に参画する者等をオブザーバー等として参加させることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を統括する。

(招集等)

第5条 委員会は、環境改善部長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境局環境改善部有害化学物質対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成15年10月27日から施行する。

## 技術実証委員名簿

(敬称略、50音順)

| 氏名    | 所属  |
|-------|---|
| 小淵 存  | 独立行政法人<br>産業技術総合研究所 環境管理研究部門<br>浄化触媒研究グループ長 |
| 加藤征太郎 | 中央大学工学部 応用科学研究科講師                           |
| 坂本 和彦 | 埼玉大学 工学部長                                   |
| 山川 洋平 | 武蔵野赤十字病院事務長                                 |

### オブザーバー

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 徳永 泉  | 環境省環境管理局総務課環境管理技術室<br>室長   |
| 進藤 和澄 | 環境省環境管理局総務課環境管理技術室<br>室長補佐 |
| 岩崎 好陽 | 東京都環境科学研究所 参事研究員           |